

商品概要説明書

成年後見支援貯金（普通貯金）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

| | |
|---|---|
| 商 品 名 | ・成年後見支援貯金（普通貯金） |
| ご利用いただける方 | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。 |
| 期 間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位 |
| 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他 | ・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 |
| 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法 | ・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年 2 月と 8 月の当 J A 所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。 |
| 手 数 料 | ・定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当 J A 所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | ・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。 |
| 貯金保険制度 （公的制度） | ・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 | 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：048-451-1122）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） |
| その他参考となる 事項 | ・ 1 人 1 口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ A T M（現金自動貯払機）を利用した入金と記帳のみお取扱いが可能です。 |

| | |
|--|--|
| | <p>当 J A の口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">• 通帳に記帳いただけていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 20 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 |
|--|--|

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A あさか野

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| | |
|--|--|
| 商品名 | ・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞ |
| ご利用いただける方 | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。 |
| 期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・当 J A の口座開設店 (所) 窓口でのみ、預入できます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位 |
| 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他 | ・当 J A の口座開設店 (所) 窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 |
| 利息 | ・無利息となります。 |
| 手数料 | ・ 定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当 J A 所定の手数料 (取扱手数料および振込手数料) ががかかります。 |
| 付加できる特約事項 | ・ 定期交付金の支払手段*として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。 |
| 貯金保険制度 (公的制度) | ・ 貯金保険制度により全額保護されます。 |
| 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 | 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店 (所) または金融共済部 (電話: 0 4 8 - 4 5 1 - 1 1 2 2) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話: 0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。) |
| その他参考となる 事項 | ・ 1 人 1 口座とします。 ・ キャッシュカードは発行いたしません。 ・ A T M (現金自動貯払機) を利用した入金と記帳のみお取扱いが可能です。当 J A の口座開設店 (所) 窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・ 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 20 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。